

認定こども園自己点検・自己評価リスト

— 運営・会計・労務 —

法 人 名	社会福祉法人新光会
園 名	幼保連携型認定こども園武雄くらら園
点 検（ 確 定 ） 日	令和元年度1月20日

【運営】

認定こども園自己点検・自己評価リスト

<点検結果評価基準>

A：適正
 B：一部改善を要する
 C：改善を要する
 D：対象外

※ 認可基準等の項目において
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
運営 規程	1	園則と運営（管理）規程は実態と相違していませんか。 なお、保育所型及び地方裁量型は、運営（管理）規程のみが対象となります。	大宅修	A	A	
職員と 園児 の数	3	利用定員を遵守していますか。	大宅修	A	A	
	4	市町の利用調整を経ず、受け入れている私的契約児はいませんか。	大宅修	A	A	
職員と 園児 の数	6	朝夕等、園児が少人数の場合も、常時2名以上の保育教諭等を配置していますか。	大宅修	A	A	
	7	学級担任は常勤・専任ですか。	大宅修	A	A	
	8	3歳以上児の学級編制は、原則、同一学年の園児で編制されていますか。	大宅修	A	A	
職員と 園児の数	9	資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置していますか。	大宅修	A	A	
施設 整備	10	基準に定められている設備を有していますか。	大宅修	A	A	
施設 設備	11	0～1歳児の園児が入所している場合、乳児室・ほふく室・沐浴設備・調乳設備を有していますか。	大宅修	A	A	
	12	園舎基準を満たしていますか。				
	12 の 2	各室毎に園児1人当たりの面積基準（有効面積）を満たしていますか。	大宅修	A	A	満2歳未満児は全員ほふくするものとして3.3㎡を確保しています
施設 整備	13	園庭基準を満たしていますか。 着眼点 ・①と②を合算した面積 ①イとロを比較して大きくなる面積 イ 2学級以下： $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$ 3学級以上： $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$ ロ 満3歳児以上1人につき3.3㎡ ②満2歳児1人につき3.3㎡	大宅修	A	A	
	14	面積基準等に既存施設特例が適用されている場合、特例の内容を把握していますか。	大宅修	A	A	
	15	建物の構造や部屋の用途等に変更がある場合、武雄市教育政策課及び関係各所に変更届を提出していますか。	大宅修	A	A	
	16	・学校保健安全法第6条《手引p44》				
教育及び 保育の内容 に関する 全体的な 計画等	17	教育及び保育の内容に関する全体的な計画は作成されていますか。	森雅子	A	A	
		・長期的な指導計画（年・期・月）	森雅子	A	A	
		・短期的な指導計画（週・日）	森雅子	B	A	

<点検結果評価基準>

A：適正
 B：一部改善を要する
 C：改善を要する
 D：対象外

※ 認可基準等の項目において
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
教育 及び 保育 の 内 容 に 関 す る 全 体 的 な 計 画 等	18	3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。	森雅子	A	A	
	19	障害児の個別指導計画について、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行っていますか。	森雅子	A	A	
	20	<p>教育及び保育の内容などの評価、反省等を行い、質の向上や改善に努めていますか。</p> <p>着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育に係る全体的な計画の展開(実践) ・乳児保育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・幼児保育及び教育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実 ・健康及び安全に係る内容 ・保護者や地域等への子育ての支援の内容 ・教育環境、カリキュラムの評価と改善 ・全体的な計画や指導等の状況に係る評価と改善 等 	森雅子	A	A	
教育 及び 保育 の 内 容 に 関 す る 全 体 的 な 計 画 等	21	認定こども園内外での適切な研修計画を作成し、実施していますか。	森雅子	A	A	
	22	0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していますか。	森雅子	A	A	
	23	在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活のリズムを整えるよう工夫していますか。	早川沙織	A	A	
	24	園児の育ちに関する帳票を整備していますか。	早川沙織	A	A	
教育・ 保育 の 記 録 等	25	日誌や園児出席簿を適正に整備するとともに、個人情報適切に取り扱っていますか。	小島裕美子	A	A	
	26	小学校教育への円滑な接続に向けた取組を行っていますか。				
虐待 防止	27	虐待等の状況が見受けられないか、日々園児や保護者の様子に留意し、早期発見に努め、不適切な養育の兆候が見られる場合は、市町やこども家庭センター等と連携していますか。	森雅子	A	A	
健康・ 衛生 管理	28	学校医による健康診断及び学校歯科医による歯科検診を認定こども園の類型に応じた方法で実施していますか。		A	A	
	29	各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。		A	A	

<点検結果評価基準>

- A：適正
 - B：一部改善を要する
 - C：改善を要する
 - D：対象外
- ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
事故防止・安全対策	30	与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じていますか。 法令等 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説第3節5《手引p35》 ・保育所保育指針解説書第5章1《手引p35》	森雅子	A	A	
	31	SIDS(乳幼児突然死症候群)等の防止対策をしていますか。	森雅子	A	A	
	32	避難訓練は、火災や非常災害の発生に備え、かつ地域の実情に合わせて、月1回以上実施していますか。	早川沙織	A	A	
	33	事故が発生した場合の対応を把握していますか。 ・事故発生時の連絡体制の確認 ・事故の状況や対応等の記録 ・賠償責任保険等への加入 ・治療に要する期間が30日以上の場合は、市町あてに事故報告書の提出が必要です。 防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防署に届け、また、防災用整備等は定期的に点検し、年1回、消防署に報告していますか。	森雅子	A	A	
保護者との連携	35	園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。	木須安子	A	A	
教育・保育時間	36	1日の教育課程に係る教育時間は4時間以上を標準とし、且つ、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としていますか。 <small>・毎学年の教育課程に係る教育週数は 特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。</small>	森雅子	A	A	
地域との連携	37	地域のニーズに応じて子育て支援事業を週3回以上開設する等していますか。	森雅子	A	A	
苦情解決体制	38	苦情解決窓口を設置し、保護者へ周知していますか。 苦情解決の記録は書面によって整備していますか。	森雅子	A	A	
	39	苦情解決体制において、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員が選任されていますか。	森雅子	A	A	
食事提供	40	在園児数に相当する給食数を提供していますか。	藤田愛美	A	A	
	41	給与栄養目標量(食事摂取基準)を適正に設定していますか。	藤田愛美	A	A	

【運営】

認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜点検結果評価基準＞

A：適正
 B：一部改善を要する
 C：改善を要する
 D：対象外

※ 認可基準等の項目において
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
食事 提供	42	予定献立表を作成し、必要な項目（献立名、食品名、可食量等）が記入されていますか。 また、保護者へは事前に献立表を配布していますか。	森雅子	A	A	
	43	一定期間の実施給与栄養量の分布が給与栄養目標量を大きく下回ったり、上回ったりしていませんか。	平 一葉	A	A	
	44	アレルギー対応の必要な園児や障害児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応していますか。	木須安子	A	A	
	45	乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する具体的な計画」並びに指導計画に位置づけていますか。	早川沙織	A	A	
46	給食の提供前に園長、主幹保育教諭等による検食が行われ、結果を記録し、栄養管理に反映していますか。					
食事 提供	47	衛生自主管理点検を個別に実施し記録していますか。	早川沙織	A	A	
	48	業務委託の場合、委託契約書を取り交わし、適切な委託内容となっていますか。	大宅修	A	A	

<点検結果評価基準>

A：適正
 B：一部改善を要する
 C：改善を要する
 D：対象外

※ 認可基準等の項目において
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
会計 管理	1	園内に経理規程を備え付けていますか。	大宅修	A	A	
	2	会計責任者と出納職員は別々の者が任命されていますか。	大宅修	A	A	
	3	会計帳簿等を適切に整備、保管していますか。	大宅修	A	A	
	4	寄付金品を受領する際は、経理規程等に基づき、適正に処理していますか。	大宅修			
出納 事務	6	小口現金は、経理規程に定めるとおりに運用していますか。	大宅修	A	A	
	7	現金出納帳を整備し、現金と一致させていますか。	大宅修	A	A	
	8	日々の支出と残高を正確に記帳(把握)していますか。	森雅子	A	A	
	9	日々の現金収入は、金融機関に預け入れていますか。	森雅子	A	A	
予算 決算	13	園の予算は、適正に執行されていますか。	大宅修	A	A	
	14	決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていますか。	森雅子	A	A	
保護 者徴 収金	15	徴収金台帳(納入台帳)を整備していますか。	大宅修	A	A	
	16	利用者からの徴収金(上乗せ徴収)は、運営規程等に規定し、説明を行い、文書にて同意を得た上で、徴収していますか。	大宅修	A	A	
	17	利用者からの徴収金(実費徴収)は、運営規程等に規定し、説明を行い、同意を得た上で、徴収していますか。 法令等 ・特定運営基準第13条《手引p29》	大宅修	A	A	

【 労 務 】

認定こども園自己点検・自己評価リスト

<点検結果評価基準>

A：適正
 B：一部改善を要する
 C：改善を要する
 D：対象外
 ※ 認可基準等の項目において
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
人事 管理・ 就業 規則	1	就業規則等の必要な規程類を整備し、適正に運用していますか。	大宅修	A	A	
	2	職員の採用時には、雇用契約書や就業規則等により、賃金や労働時間等の労働条件を明示していますか。	大宅修	A	A	
	3	勤務割表や出勤簿、タイムカード等を整備するとともに、労働時間を適正に管理していますか。	大宅修	A	A	
	4	所定労働時間は、法定労働時間を超えていませんか。	大宅修	A	A	
人事 管理・ 就業 規則	5	超過勤務命令簿を適切に整備・管理し、実際の勤務状況に合わせて超過勤務手当を支払っていますか。	大宅修	A	A	
	6	休日の振替を行う場合には、あらかじめ振替の措置を講じていますか。	大宅修	A	A	
	7	規定された以外の不適切な減給を行っていませんか。	大宅修	A	A	
	8	産休・育休・長期休業者等がいる場合、必要に応じて代替職員を確保していますか。	大宅修	A	A	
	9	職員の履歴書、資格証明書を適切に整備・管理していますか。	大宅修	A	A	
	10	学校医、学校歯科医、学校薬剤師（幼稚園型、幼保連携型のみ）との契約書等や執務記録簿等の勤務状況を確認できる資料を、整備・保管していますか。	大宅修	A	A	
人事 管理・ 就業 規則	11	職員に対し、処遇改善等加算について内容を周知し、それに準じた支給をしていますか。	大宅修	A	A	
	12	業務上の疾病や療養等に係る災害補償規程等を整備していますか。	大宅修	A	A	
研修 等	13	職員会議は月1回以上、園長及び各職種の職員が参加して情報共有の場として定期的に関き、内容を記録・整備していますか。	大宅修	A	A	
	14	各研修会への参加や内部研修の充実等により、職員の資質向上に向けた積極的な取組を行っていますか。	大宅修	A	A	
	15	「人権」や「虐待防止」に関する研修について、取り組んでいますか。	大宅修	A	A	
	16	研修の記録を整備し、参加していない職員に対しても、その内容を周知し、共有を図っていますか。	大宅修	A	A	
研修 等	17	職員の資格取得に積極的に努めていますか。 着眼点 ・保育教諭等の教員免許更新時期を（5年）管理し、更新講習を受講させること。	大宅修	A	A	
育児 休暇・ 介護 休業 規程	18	年次有給休暇の算定に当たっては、育児や介護により休業した期間を、出勤したものとみなしていますか。	大宅修	A	A	
	19	育児や介護休業の制度利用を申し出たこと、又は利用したことなどを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをしていませんか。	大宅修	A	A	

【 労 務 】

認定こども園自己点検・自己評価リスト

<点検結果評価基準>

- A : 適正
- B : 一部改善を要する
- C : 改善を要する
- D : 対象外

※ 認可基準等の項目において
特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項 目	担 当 者 名	点 検		評 価 (課題・改善策等含む)
				職 員	組 織	
給与 規程	20	給与、諸手当の金額等について明確に規定し、その規程に基づいた適正な決定、支給が行われていますか。	大宅修	A	A	
給与 規程	22	超過勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当は、法定割増率以上になっていますか。	大宅修	A	A	
旅費 規程	23	交通費、宿泊料等の旅費について明確に規定し、その規程に基づいた適正な決定、支給が行われていますか。	大宅修	A	A	
社会 保険	24	各種社会保険制度への加入(雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険)は、適切に行っていますか。	大宅修	A	A	
職員 の 健康 管理	25	定期健康診断を実施するなど、職員の心身に係る健康管理に努めていますか。	大宅修	A	A	